

## アマチュア規則細則

一般社団法人日本ボクシング連盟は、プロ協会によるアマチュア選手に対する無秩序且つ強引な引き抜き行為により、連盟の財産ともいふべき選手が失われている現状と、アマチュア選手において、アマチュアボクシング憲章の理念に反する無許可の商業的活動が散見される昨今の状況に鑑み、アマチュアボクシング憲章及びアマチュア規則の実効性を担保するべく、以下の細則を設ける。

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ボクシング連盟(以下「本連盟」という)において定められたアマチュア規則第4条各号に掲げる行為の取り扱いにつき、詳細を定める。

(定義)

第2条 この規定における選手とは、本連盟に対しアマチュア選手登録をした小学生以上の者をいう。

(誓約)

第3条 選手(未成年者の場合はその法定代理人も含む。)は、本連盟に対し、アマチュアボクシング憲章、本連盟倫理規定、アマチュア規則、競技規則及び本細則に従うことを誓約しなければならない。

(本連盟の承認を要する事項)

第4条 選手が、次に掲げる行為を行う場合、事前に本連盟の承認を受けなければならない。

- (1) 日本プロボクシング協会(JPBA)、日本ボクシングコミッション(JBC)及び本連盟が直轄しない内外のアマ及びプロ競技団体に所属する団体(以下、「第三者団体」という。)からスカウト行為を受けること。
- (2) 対価を得て、自らの氏名、写真、動画、通称、手形、足形、音声等を使用し、あるいは第三者に使用を許可すること
- (3) 対価を得て、スポーツ活動を行うこと
- (4) 対価を得て、テレビ番組、ラジオ番組、コマーシャル、新聞、雑誌等に出演し、あるいは取材を受けること
- (5) 第三者の広告宣伝等に関与すること

(第三者団体における活動の承認手続)

第5条 本連盟会長が指名する幹部役員で構成する特別委員会は、第三者団体から提出された所定の申請書、待遇条件書、活動計画書、及び提示された選手強化寄付金の額を精査、検討の上、第三者団体におけるスポーツ活動の承認の可否を仮決定する。

2 本連盟会長又は本連盟会長が指名する役員は、前項の仮決定後、当該仮決定を受けた第三者団体との間において、面談を実施し、正式承認の可否を決定する。

3 本連盟は、前項の承認を行った後、第三者団体から毎月の活動、出場給報告書、翌月の活動計画書を精査し、当該選手の第三者団体における活動の監督を行い、不適切な活動が判明した場合は、前項の承認を取り消すことができる。

(対価の受領等)

第6条 選手は、本連盟の事前承諾を得て行われた第4条の行為の各対価として支給される報酬その他一切の金員を直接受領してはならず、全て本連盟が受領するものとする。

2 本連盟は、選手に対し、前項の規定により受領した金員から30%を控除した残額を、協力金として支払う。

(JOCシンボルアスリート制度適用選手における例外措置)

第7条 前3条の規定にかかわらず、日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という。）がJOCシンボルアスリートとして選定した選手（以下、「JOCシンボルアスリート選手」という。）は、JOCが指定したオフィシャルスポンサー企業又は同広告代理店との契約に基づくJOCシンボルアスリートとしての活動及び本連盟が事前に承諾した活動を行うことができる。

2 JOCシンボルアスリート選手は、委託期間、肖像の使用、広告出演料等に関するJOC、JOCが指定するオフィシャルスポンサー企業及び同広告代理店等との間の契約内容について、これらのものに本連盟も契約当事者に含めた覚書を締結し、これを遵守しなければならない。

3 JOCシンボルアスリート選手は、JOCシンボルアスリートとしての活動に対する対価を直接受領してはならず、全て本連盟がJOCから受領するものとする。

4 本連盟は、JOCシンボルアスリート選手に対し、前項の規定により受領した金員から30%を控除した残額を、協力金として支払う。

5 JOCシンボルアスリート選手が本連盟の事前の承諾を得て行う活動については、前3条の規定を準用する。

(違反に対する措置)

第8条 選手が、本細則に違反した場合、本連盟は、アマチュア規則第4条に基づき、当該違反選手の登録を取り消すものとする。

(適用期間)

第9条 本細則は、選手の登録期間中及び登録期間経過後2年間に限り、適用するものとする。